

一般社団法人 ColorFul-HappyFull定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ColorFul-HappyFullと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県那珂川市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、未来を担う子ども達に、楽しいことを見つけて生きる意欲を持ってもらうこと、地域社会を盛り上げていくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 訪問カウンセリング事業
2. フリースクールの運営事業
3. 学童保育の運営事業
4. 里親・里子の支援事業
5. 子ども食堂の運営事業
6. 学習支援事業
7. 留学のための英語学習支援事業
8. 害獣駆除事業
9. 就労支援事業
10. 母親支援事業
11. カフェ運営事業
12. プレーパーク運営事業
13. ICT事業
14. 保育園運営事業
15. 中学・高校・大学生の学習の居場所事業
16. 大人の居場所事業
17. 木工事業
18. 農業及び農産物販売事業
19. 生花栽培及び販売事業
20. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より一週間前までに社員に対して発する。

(招集手続きの省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名または記名押印する。

第4章 理事および理事会

(構成)

第17条 当法人には、理事会を設置する。

(員数)

第18条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表理事)

第 20条 当法人は、理事の互選によって代表理事 1 人を選定するものとする。

(任期)

第 21条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(招集)

第 25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第 26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第 27条 理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の流れおよび結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に署名もしくは記名押印する。

第 5 章 監 事

(構成)

第 28条 当法人には、監事を設置する。

(任期)

第 29条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

(報酬等)

第 30条 監事の報酬および賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(余剰金の分配の禁止)

第 32条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

(残余財産)

第 33条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

(事業計画及び収支予算)

第 34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名)

第36条 設立時社員の氏名は次のとおりである。

設立時社員 田中 としえ

設立時社員 永野 摩美

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事は、次の通りとする。

設立時理事 田中 としえ

設立時理事 永野 摩美

(設立時の代表理事)

第38条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 永野 摩美

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の定款を作成し、代表理事が次に記名押印する。

令和7年11月25日

代表理事 永野 摩美